

日本海沿岸東北自動車道の酒田市山形県飽海郡
遊佐町間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山形県	酒田市 飽海郡遊佐町

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
山形県飽海郡遊佐町	一般国道7号
山形県飽海郡遊佐町	一般国道7号
山形県飽海郡遊佐町	一般国道345号

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約310億円とする。

6 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律九十九号）第一条に規定する会社とする。

関越自動車道新潟線の三鷹市東京都練馬区間の
新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都 名	市 町 村 名
東京都	三鷹市 世田谷区 杉並区 武蔵野市 練馬区

2 . 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間 8 0 キロメートル / 時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
三鷹市	都道新宿国立線
東京都練馬区	都道東京所沢線
東京都練馬区	都道練馬所沢線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約7,640億円とする。

6 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社とする。

東関東自動車道水戸線の潮来市鉾田市間の新設
に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
茨城県	潮来市 行方市 鉾田市

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
行方市	市道麻生1 - 17号
行方市	一般国道354号

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約710億円とする。

6 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社とする。

中央自動車道富士吉田線の三鷹市東京都世田谷区
間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都 名	市 町 村 名
東京都	三鷹市 調布市 狛江市 世田谷区

2 . 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間 8 0 キロメートル / 時とする。

4 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約 5,180
億円とする。

5 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社とする。

近畿自動車道伊勢線の名古屋市中川区愛知県海部郡
飛島村間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛知県	名古屋市中川区 同市港区 海部郡飛島村

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間60キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
名古屋市中川区	市道高速 1 号
名古屋市中川区	一般国道 3 0 2 号
名古屋市中川区及び同市 港区	一般国道 3 0 2 号
名古屋市港区	一般国道 3 0 2 号
愛知県海部郡飛島村	一般国道 3 0 2 号
愛知県海部郡飛島村	一般国道 3 0 2 号

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,350億円とする。

6 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社とする。